

低入札価格調査制度の一部改正について

平成30年4月2日

砺波広域圏事務組合

砺波広域圏事務組合低入札価格調査制度要領の一部改正

建設工事における低入札調査基準価格に係る国・県の算定方式が見直されたことに伴い、当組合においても同様の見直しを行うこととし、調査基準価格及び失格基準価格における直接工事費の算入率を95%から97%へ引き上げるものです。

【施行（適用）期日】平成30年4月2日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

(1) 調査基準価格の見直し

- ・調査基準価格の算出式のうち、直接工事費に乗じる割合を「95%」から「97%」に改める。

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none">・調査基準価格の算出 = 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 55%・調査基準価格の範囲 = 予定価格の10分の9から10分の7	<ul style="list-style-type: none">・調査基準価格の算出 = 直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 55%・調査基準価格の範囲 = 予定価格の10分の9から10分の7